

(2) 障がいの状態等に応じた教育的対応のために

(a) 障がいのある児童生徒へ対応するために

平成29年7月に示された「小学校学習指導要領解説総則編」及び「中学校学習指導要領解説総則編」では、次のように述べています。

障害のある児童〔生徒〕などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童〔生徒〕で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童〔生徒〕などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

*〔 〕は中学校学習指導要領解説総則編での表記

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



障がいの種類や程度を的確に把握するとありますが、いろいろな参考書があって、どれを読んでいいかわかりません。
また、見つけたり、探したりする時間がありません。

実は、すぐ身近な所に、参考となる資料がありますよ。



(b) 参考となる資料とは

平成29年7月に示された「小学校学習指導要領解説総則編」及び「中学校学習指導要領解説総則編」では、次のように述べています。

小学校（中学校）学習指導要領解説の各教科等編¹のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童〔生徒〕などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。～（中略）～このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。

*〔 〕は、中学校学習指導要領解説総則編での表記

*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

各教科等編には、障がいのある児童生徒への各教科等の配慮が、困難さの状態、手立ての意図や工夫などの視点で書かれています。

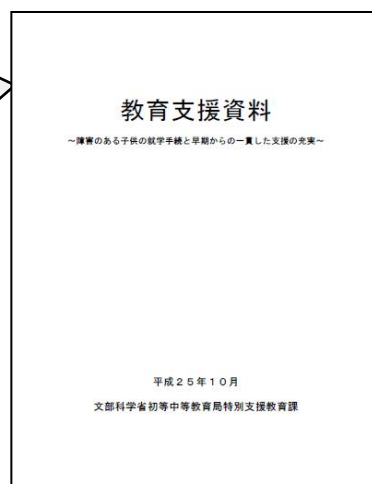
(c) 「教育支援資料」とは

平成25年10月に示された「教育支援資料」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の中に、次のような記載があります。

「教育支援資料」では、科学的・医学的知見や新たな就学手続きの趣旨及び内容はもちろんのこと、早期からの一貫した支援の重要性を資料全体を通じて明確に打ち出すとともに、市町村教育委員会の就学手続きにおけるモデルプロセス、障害種毎の障害の把握や具体的な配慮の観点等についても、併せて詳細に解説しています。

「教育支援資料」は文部科学省の Web サイトよりダウンロード*¹することができます。全てダウンロードすると297ページになります。

各種障がいの種類における通常の学級での指導方法や、特別支援学級や通級による指導の概要等が記載してあります。また、障がい種における合理的配慮の観点の一例が示されています。



たくさんありすぎて…

お任せください！

今回は、「教育支援資料」に示されている障がい種別について、障がいの理解、補助資料を『障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア(例)』(94p～)にて紹介していますので、在籍する学級の子どもたちの理解を深めるために必要な部分をご覧になっていただければと思います。

ただし、障がいの種類によって一律に指導内容や手立てが決まるわけではありません。一人一人の障がいの状態や抱えている困難さに応じて指導や支援していくことが大切です。



身近な情報から、出来ることを一つ決めてみませんか。

*1 「教育支援資料」は以下からダウンロードすることができます。
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm>